

回答書

令和5年9月6日

総合政策部 政策推進課長

赤磐市道の駅整備に係る事業手法検討調査業務に係る公募型プロポーザルについて、質問のあったことについては、以下の通りです。

NO	質問項目	質問内容	回答
1	実施説明書:7. 企画提案書の提出 (1) 提出書類及び作成要領	・企画提案書は任意様式との記載があるが、用紙サイズ、提案書内のフォントのサイズ、枚数に指定及び制限があればご教示頂きたい。	・指定及び制限はありません。
2	実施説明書:7. 企画提案書の提出 (1) 提出書類及び作成要領	企画提案書内には企業を特定するような表現は避けて作成すべきかご教示頂きたい。	・提案企業名を伏せて作成する必要はありません。
3	実施説明書:3. 参加資格	・配置すべき技術者の要件として、事業手法検討調査業務は、道の駅以外の公共施設及び公園などの別用途の施設でも問題ないかご教示頂きたい。	・問題ありません。
4	仕様書: (2) 概略設計の作成	・対象地は測量を実施済みか、概略設計を行う際に現況図等の CAD データ等をご提供頂けるのかご教示頂きたい。	・対象地の測量は未実施のため現況図の CAD データは提供できませんが、別途市が保有するデータ等であれば、契約後に協議のうえ必要に応じ提供します。

5	仕様書: (2)概略 設計の作 成	・対象地周辺のインフラ 整備状況や地盤状況が 把握できる資料があれば ご提供頂きたい。	・市が保有するデータ等であれば、契約後に協議のう え必要に応じ提供します。
6	仕様書: (2)概略 設計の作 成	・対象地に青道や赤道が 存在している場合はご教 示頂きたい。	・存在しますので、契約後に協議のうえ必要に応じ提供 します。
7	仕様書: (2)概略 設計の作 成	・概略設計の成果のイメ ージ(どのレベルまでの 設計が必要か)をご教示 頂きたい。今後、基本設 計を別途実施予定かご 教示頂きたい。	・施設配置計画(平面図)の作成に加え、概算事業費 積算の範囲で立面図の設計をイメージしています。基 本設計については別途実施予定です。
8	仕様書: (2)概略 設計の作 成	・「本道の駅整備及び周 辺エリアの開発等に伴 い、交通渋滞対策が必 要となる場合は、具体 的な方策を検討する」とある が、周辺エリアの開発に 関して公表されている資 料があればご教示頂きたい。	・「赤磐市立地適正化計画(素案)概要版」を以下の URL で公表しておりますので、ご参照下さい。 https://www.city.akaiwa.lg.jp/material/files/group/21/04_shiryous3.pdf
9	仕様書: (2)概略 設計の作 成	・「本道の駅整備及び周 辺エリアの開発等に伴 い、交通渋滞対策が必 要となる場合は、具体 的な方策を検討する」とあ るが、過年度に交通量調 査等を実施していればデ ータをご提供頂きたい。	・令和4年12月に前面道路の交通量調査を実施済で す。契約後に協議のうえ必要に応じ提供します。
10	仕様書: (6)整備・ 運営を 希望する 民間事業 者への参	・「・・・どの様な条件であ れば参画の可能性があ るのか、複数の意向調査を 行うとともに、メリット・デメ リット、経済性等を比較検 討する」とあるが、『複数』	・複数事業者を意図しています。

	入意向調査	の意味としては複数事業者と、複数回のどちらを意図しているかご教示頂きたい。	
11	仕様書: (10)打合せ協議	・本市議会、住民説明会を合計3回実施予定のことですが、いつ頃の想定かご教示頂きたい。	・中間とりまとめ後に1回、成果物完成後2回の合計3回の実施を想定しています。
12	仕様書: (11)補助金等申請業務支援	・「上記業務結果により、本市が補助金等申請を行う場合、必要に応じて提出書類作成等の業務支援を行う」とあるが、現時点で想定している補助金があればご教示頂きたい。また、支援が必要な期間は業務期間内か、業務期間以降も作業が生じるのかご教示頂きたい。	・現時点で想定している補助金は、国土交通省の補助金「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査費)」を想定していますが、業務実施において追加の可能性もあります。支援作業依頼は業務期間内となります。
13	別紙:6 道の駅のイメージ図	・道の駅のイメージ図にスポーツ広場(スケートボードパークやフットサルコート)が含まれているが、どのような背景や検討経緯があり記載しているのかご教示頂きたい。	・人々が集う場としてのスポーツ広場の一例として配置しています。整備イメージ・全体規模感を抱きやすくするために含めたものであり、市として必須と考えている、或いは、設置を決定しているものではありません。
14	別紙:6 道の駅のイメージ図	・道の駅のイメージ図では駐車場台数が道の駅100台程度、地域交流センター50台程度となっているが、計算の考え方をご教示頂きたい。	・道の駅については高速道路のパーキングエリアを類似施設とし、前面道路の交通量、サービス係数等を基に計算しております。地域交流センターについては類似施設を参考事例とし、1日平均利用者数、自動車分担率等により計算しております。必要とする駐車場台数は整備する施設の種類や規模、組み合わせ等により変動するものと考えており、現時点で必要駐車台数が決定しているものではありません。

15	実施説明書 P4	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書は任意様式で、テーマ A～テーマ C の 3 項目となっていますが、ページ制限はございますでしょうか。また、A3 版の使用は認められますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定及び制限はありません。
16	様式第 5 号 業務実績及び技術者報告書	<ul style="list-style-type: none"> 提案参加者業務実績及び、配置予定技術者資格及び業務実績は、様式上 5 件まで記載可能ですが、5 件以上実績がある場合も 5 件までの記載になりますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 同種業務実績で代表的なものを 5 件まで記載してください。
17	プロポーザル審査基準	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案のテーマ A～テーマ C の配点の合計が 60 点となっていますが、テーマごとの点数をご教示ください。(テーマ A:20 点、テーマ B:20 点、テーマ C:20 点 等) 	<ul style="list-style-type: none"> 3 つのテーマ合計で 60 点としています。テーマ毎の個別の配点は公表していません。
18	プロポーザル審査基準	<ul style="list-style-type: none"> 見積金額の点数は、提案内容に見合った妥当な金額であることが審査基準になりますでしょうか。それとも、提案価格が低いほど、高い点数になるのでしょうか。後者の場合は点数の計算方法を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案価格が低いほど点数が高くなる評価方法としています。計算方法については公表していません。
19	仕様書 P3(10) 打合せ協議	<ul style="list-style-type: none"> 「本市議会、住民説明会等への出席は、合計 3 回程度を想定している」とありますが、それぞれの回数と時期の想定があればご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> No11 を参照ください。

20	仕様書 業務全般	・議会以外に検討過程での委員会等の設置・開催はないものと考えてよろしいでしょうか。もしくは、提案の範疇でしょうか。	・新拠点地域における公共ゾーンの整備等の調査、協議を行うことを目的に、令和5年3月22日にまちづくり調査特別委員会を設置しております。基本的に同委員会で議論することを想定していますが、委員会等の設置・開催に関する提案を妨げるものではありません。
21	その他	・昨年度の検討資料が配布されていますが、この検討資料の他に資料があれば、企画提案の参考にしたいため、企画提案時にいただくことは可能でしょうか。	・No8を参照ください。
22	実施説明書 7(1) ②(カ)	・実績報告に記載した業務に関して、テクリスの登録がない場合は、該当業務の契約書の写しを添付することは可能でしょうか。	・可能です。
23	様式第5号	・配置予定技術者の業務実績は、現在実施中のものを含むと考えて、よろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
24	仕様書 5(2)エ	・施設規模、形態等概略設計は、主な形態を検討してから、配置計画を検討する。そのため配置検討パターンは、2案程度と考えて、よろしいでしょうか。また概略設計としてまとめる案は1案と考えて、よろしいでしょうか。	・お見込みのとおりで差し支えありませんが、具体的な検討の進め方は提案してください。
25	仕様書5 (2)オ	・概算事業費の算定は、構造種別などによる区分を行い、過去データに基づく坪単価での算定と考えて、よろしいでしょうか。	・お見込みのとおりで差し支えありませんが、具体的な検討の進め方については提案してください。

26	その他	・本業務を受注した場合、本業務の完了後の展開において、整備運営事業者としての公募に対し、参加は可能と考えて、よろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。ただし、赤磐市道の駅整備に係る事業手法検討調査業務仕様書 7秘密の保持 に記載のとおり、「本業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務の終了後も同様とする」としている点に十分留意してください。
----	-----	--	---